



高原 耕平

Kohei TAKAHARA

災厄のミュージアムにおける「対話」の理念
ー災厄の表現の「有意味な不安定化」をめざしてー

「復興の倫理」を聴き取る：4名の書き手への応答

防災に役立つ「自然」理解は存在するか

南三陸町への東日本大震災後移住者の地域定着プロセス
ーつながり・地域愛着・キャリアの関係ー

災害のミュージアムにおける「対話」の理念

— 災害の表現の「有意味な不安定化」をめざして —

Concept of “Dialogue” in Museums of Catastrophes
— For Meaningful Unstabilizations of Representation —高原耕平^{*1}, 正井佐知^{*1}, 林田怜菜^{*1}Kohei TAKAHARA^{*1}, Sachi MASAI^{*1}, Reina HAYASHIDA^{*1}

自然災害や戦災や公害などの「災害」を主題としたミュージアムは、その出来事をめぐる多様な語りや立場や表現が生まれることについて、どのような役割を担うことができるか。ミュージアムの機能として一般に「収集」「保存」「研究」「学習」が挙げられ、また自然災害のそれについては「伝承」「防災」の役割が強調される。しかし災害のミュージアムのより本質的な役割は、災害をめぐる表現を安定化させようとしてかえって不安定化させることである。本研究はこの役割を「災害の表現の有意味な不安定化＝対話」と規定し、災害のミュージアムが対話的であるために採りうる工夫と、対話的であることの必要性を検討する。

キーワード: 災害、ミュージアム、対話

Keywords: Catastrophe, Museum, Dialogue

1. はじめに：被災地の磁極としての「人と防災未来センター」

災害のミュージアムは被災地や社会に対してどのような役割を担うべきか。「人と防災未来センター」についての、著者（高原）の個人的な体験を物語ることからこの問いにアプローチしてみたい。

事例1 2019年早春、センターに研究員として就職することが決まると家族に伝える。父が「良かったなあ」と言った後、「わしは（センターに）行かんけどな」と言葉を継ぐ。1995年1月17日の早朝、南の地平線に昇る3本の黒煙を神戸市東灘区の自宅のベランダから遠望しながら、「神戸に地震は来へんと思っとったなあ」とかれが言ったのを覚えている。自宅も家族も無傷だったけれども、この父も阪神・淡路大震災の体験者のひとりである。「行かんけどな」という拒絶のことばは、この震災の記憶の継承を理念の一つとする「人と防災未来センター」に対する何らかの否定的な感情を表したものであろう。

事例2 この1ヶ月後、水俣病患者支援団体「相思社」を訪れ、『みな、やっとの思いで坂をのぼる』¹⁾の著者にお会いする。4月から神戸の「人と防災未来センター」で働きますと自己紹介すると、娘が校外

学習で「ひとぼう」（「人と防災未来センター」の略称）に行きましたよ！と言われる。阪神地域の外のひとびとにとって、神戸や「ひとぼう」は観光や修学旅行や校外学習で訪れる場所であり、そこで「阪神・淡路大震災」について学んで帰ってくるところである。ちょうど、神戸から来たわたしが水俣でそうして帰ったように。

事例3 神戸市内の高校生数名が先生といっしょにセンターに来て、著者が案内する。展示ルートの序盤、震災当時の映像を切り貼りした短編動画を鑑賞したあと、高校生のうち1名が涙ぐんでいる。避難所となった体育館で多数の棺を並べた合同葬儀が行われている数秒間のシーンが短編動画に挟まれている。その棺のそばに座っているひとびとのなかに、自分と同じ制服のひとがいた、と言う。著者はこの動画を何度も見ているが制服には気づいていなかった。この生徒にとっては自分が生まれる前の出来事で、映像のなかの高校生も見知らぬひとである。しかし彼女の中で何かがつながり、心を揺さぶっている。

事例4 神戸市内の小学校にフィールドワークに伺う。自己紹介すると、去年うちの5年生が校外学習で「ひとぼう」に行きましたよ、つぎの2月にも行き

^{*1} 人と防災未来センター 主任研究員

Researcher, Disaster Reduction and Human Renovation Institution.

ますのでよろしくおねがいします、と先生に言われる。地域内の学校教員にとって、センターは震災学習や防災教育のプログラムの部品のひとつである。

事例5 センターの男子トイレで、校外学習で来館しているらしい中学生たちが、これから館内で聞く「語り部」講話について「ぜんぜんおもないし」「つまらんし」と言い合うのを耳にする。

事例6 センターの西館1Fエントランスホールに設置された、1995年当時の建物被害状況地図を、若い姉妹とその母親らしき女性が見ている。この赤や黄色のところがおうちが壊れたところ、と女性が教えている。

「人と防災未来センター」は兵庫県と内閣府が運営費を分担する公的施設であり、Covid-19流行以前は年間50万人の来館者を受け入れていた。2002年開館以来の総来館者は1000万人に達しようとしている。阪神・淡路大震災に関する地域内最大の展示・学習施設であり、また防災学習施設としても国内有数の規模を誇る。

上記の諸事例はあくまで筆者個人が見聞きしたものに過ぎず、そこから実証的な知見が見出されるものではない。たださしあたり、特定の災害を主題とする公的なミュージアムが、被災地域や社会に対して持つ圧倒的な力と権威性をそこから読み取ることができる。**事例2**および**4**は立地地域のみならず九州・西日本といったより広範な地域からも来館者を集め、公教育の枠組みの中でセンターが自らの言説を提示していることを示している。また立地地域内では小中学生としてセンターで学んだ世代が親や教員として再び子どもをセンターに連れてくるという時期に入っている。こうした世代間の再生産性は、安定した運営予算・スタッフ・官民学の連携を背景とする公的ミュージアムの「強み」であろう。**事例6**もこうした世代を越えた影響力を示すものかもしれない。

さらに**事例3**は、センターの展示内容がときに深い情動のレベルで来館者に影響を及ぼすものであることを示している。現実には生じた災害を扱うミュージアムは人間の生死を語る。それはその災害を体験していない来館者の情動や、当事者の実存にまで正負の影響・応答を呼び起こすものである⁽¹⁾。

事例1および**5**は、センターが震災についての代表的な言説を地域内で占有することへの拒絶や、そうした言説に教育という枠組みで参与させられることへの抵抗を示したものと解釈しうる。これはセンタ

ーが提示する言説へ対置されるもう一つの言説というよりは、「言説」以前の眩きや呻きに近いものであって、館内のトイレや市内の自宅で聞かれたものであることを重視すべきだろう。おそらくこの中学生は「語り部」ボランティアや教師に対して公然とその実感を述べることはないだろう。筆者の父が現実的に採りうるのは、ただセンターに「行かない」、自身の体験を「語らない」という、消極的でそれ自体は周囲に明確な影響を与えないような態度である。

被災地域には、その災害についての多様な体験・立場と、それを反映した言説・態度が叢生する。それは時に地域内外で共有され、衝突し、補完しあい、あるいは顧みられない文書に綴じ込まれて眠り、あるいは個人の心中に深く封じられたままである。上記の諸事例は、こうした多様性のなかでミュージアムが体験・立場・言説・態度に一定の方向づけを与えることを示している。いわばミュージアムを磁極とする言説の「磁場」が生成するのである。

2. 本研究の背景、目的、方法

本研究は自然災害や戦災などを扱うミュージアムの在り方を「対話」という理念を軸に検討する。ミュージアムが持つ磁場を、意味のある方向に相対化・再展開するにはどうすればよいのだろうか。

ミュージアムは、その災害についての遺物、資料、説明媒体、「語り部」、多種の学習装置、公的あるいは非公的であることによる権威、教育プログラムとの接合を備えることによって、災害についての代表的な言説を地域内外に提示し、学習させる。唯一の正統的な言説として検閲・強制させるのではないにしても、遺物や資料が持つ説得力や教育プログラムとの接合によって多くの来館者に影響を与え続ける。

「人と防災未来センター」については、阪本・矢守(2010)、寺田(2015)、後述する吉川(2022)などが映像・資料展示や資料研究のあり方について批判的に言及している²⁾³⁾。これらの批判は学術的に一定のコンセンサスを得ていると思われるものの、上述の地域内外に対する「磁場」はおおむね変化していないように思われる。多くの場合、公的なミュージアムが提示する言説に対して対抗言説を設定することができるのは研究者や報道機関に限定される。一般の来館者がそうした言説空間に参加し、ミュージアムが生み出す「磁場」を相対化させる機会は少ない。だとすれば、まずはミュージアム自体が変化しなければならないはずだ。

こうした状況を視野に入れたうえで、自然災害についてのミュージアムの在り方について考えてみたい。すなわち、ミュージアムは災害をめぐる多様な語りや立場に関していかなる働きを持ちうるか。これが本稿の問題意識である。ミュージアムの機能として一般に「収集」「保存」「研究」「学習」が挙げられ、また自然災害のそれについては「伝承」「防災」の役割が強調される。しかし前述の諸事例を起点に考えるとき、こうした役割とは異なる本質が現れるように思われる。つまり災厄をめぐる表現を安定化させようとしてかえって不安定化させるという役割を担いうる可能性である。「伝承」も「防災」も、ミュージアムから生じる語りや態度の多様性・不安定性を深く取り入れてこそ真の活力を持つと考えることはできないだろうか。

いわゆる「伝承施設」を含めると、自然災害についてのミュージアムは国内に多数存在している。東日本大震災の伝承施設・記念碑を網羅する「3.11伝承ロード」に登録された施設のうち、広義のミュージアムと解釈できる「第3分類」は59施設を数える（2022年5月現在）。東日本大震災以前では、人と防災未来センターのほか、野島断層保存館、中越メモリアル回廊、奥尻島津波館、雲仙岳災害記念館（がまだすドーム）等を挙げることができる。こうした施設は被災地内外の注目を集め、人と防災未来センターや、全国の災害伝承施設等ではその社会的な葛藤や問題点がしばしば報告される（4.3節）。本研究は災害のミュージアムを舞台とするこうした波紋や葛藤も含めて、多彩な語りや反応の生成に積極的なものを見出そうとする。

本研究は、自然災害だけでなく、戦災、公害、疾病を含めて広く「災厄」と捉え、その「災厄のミュージアム」の役割を考える。国内の災害研究において「災厄」概念はあまり用いられてこなかった。日本では自然災害natural disasterと、戦災や公害や大規模事故のような人為災害man-made disasterを峻別することが一般的である。なるほど前者では不可抗力としての自然現象が前提であり、それが生じた後の減災や復興が研究の主軸となる。後者はしばしば加害者と被害者の構図がまず生じ、政治的な和解や、過去への反省、人間の愚かさ、平和の希求などが主軸となる。

それにもかかわらず、本稿が敢えて「災厄」にこだわるのは、それらが人間の生命や生活や文化の大規模な破壊であるという外形上の共通性によるのではない。災厄のあと、そうした破壊のふちにいた当

事者は出来事のコアを意味づける（納得し、表現すること）にしばしば困難を覚え、出来事をめぐって無数に生じた言説や実践は社会・歴史・地域共同体に回復と緊張をもたらす。ミュージアムは出来事の痕跡や資料を提示することで、そうした困難を活性化させ、緊張を引き受ける。この構造は自然災害もその他のわざわいも同様であり、本研究はそこに本質的な共通性を見出そうとする。

戦災や公害をめぐる集合的記憶の研究の蓄積や、多数存在するそれらのミュージアムの実践事例は、自然災害の集合的記憶やミュージアムの研究・実践にほとんど参照されていない。本研究は自然災害と他の人為災害の違いは当然のものとしつつ、出来事の表現についての困難や混乱という本質にわたしたちを差し向ける「災厄」の概念を起点とする。

人と防災未来センター研究部に所属する筆者らは以上のような問題意識に立って研究・実践活動「ことばこぼこフィールドひとぼう」を2021年度より立ち上げている。その具体的な活動報告は別稿に譲り⁴⁾⁵⁾、本稿では基盤的な理論考察を試みる。すなわち関連文献を参照しつつ、「災厄のミュージアム」の定義と役割を検討する。

本論部の流れをあらかじめ述べておく。3章では「災厄」「ミュージアム」の定義を文献研究によって規定し、「災厄のミュージアム」を定義する。4章では、災厄のミュージアムの機能と宣言的な役割を検討し、さらにミュージアムを波源とする「災厄の表現の不安定化」を、もうひとつの、本質的な役割であると考察する。5章では災厄の表現の有意味な不安定化＝「対話」の可能性を検討する。

3. ミュージアムと災厄

3.1. 災厄とはなにか

本稿が「災厄」の概念を導入するのは、その本質を検討することがミュージアムの本質的な役割を再考することにつながると考えるからだ。本節では、災厄とその表現をめぐる問題圏に関わっている2つの先行研究を手がかりに、災厄の定義を検討する。

教育学者の山名淳は、「災害」を「個人の生命や生活を脅かしかねないほど社会の基盤を動揺させるようなさまざまな出来事」⁴⁾と広く捉え、自然災害に加えて「戦争や迫害、巨大事故、環境汚染、また金融破綻などのような社会システムの危機」もそこに含めることを提案する。すなわち、ハザードやディザスターというより、「カタストロフィ」としての災厄である。

そうした災厄が持つ性質の一つに「表現（表象化 representation）」の不可能性がある⁶⁾。過去の出来事は想起や表現から独立して存在しており、表現とはその出来事を改めて模写・再生しなおすことだという素朴なイメージをわたしたちは持っている。しかし実際のところ、わたしたちは記録や想起や表現を通すことによってしか過去の出来事にアプローチできない。出来事はそれについての表現の相関体としてのみ現れる。そのため、表現者の意図、文脈、制約、視点によって表現のかたちはゆらぎを帯びる。とりわけ災厄の表現においては、「復興」「和解」「歴史意識」「責任」の描き方や、社会的・歴史的背景の解釈など、現実社会の政治的な葛藤が反映される。災厄とは、そうしたゆらぎやコンフリクトを通じて全体像と細部が繰り返し照射され、再認識され続ける出来事であると言える。

それゆえ、災厄の教育やミュージアムは「表現するものと表現されようとするものとの間の埋めがたい溝にもかかわらずあえて表現しようとする活動」⁶⁾となる。言い換えれば、災厄についての表現（語り、教訓、教育、ミュージアム）はつねに「別の仕方でも語れたかもしれないもの」「表現したがゆえに表現から取り逃されたもの」を裏地として現実化するものである。

さらに、こうした表現の困難のさらに核心には、語るべきことをもつとも持っている（と生存者が罪責感と共に感じる）死者の沈黙と、生存者のことばの心的外傷的な静止がある。その外縁へ遠ざかると、膨大な言説の陳腐さや権力性が現れる。

次に、自然災害とその他の人為災害をそもそも本質的に区別しうるか、という思考が可能である。フランスの現代哲学者ジャン＝リュック・ナンシーは東日本大震災直後の講演で、原発事故そのものが破局的であるのではなく、それが破局的になる基底的な構造に視線を向けるよう促す。その構造とはかれが「一般的等価性」と名付ける、「諸々の力、生産物、作用者ないし行為者、意味ないし価値の無際限の交換可能性と等価性との連関」⁷⁾にすべての存在者を組み込んでゆく仕組みである。つまり、原子力発電所や放射性物質のみが破局的な能力を持っていたのではなく、そこに連なる諸々の技術（電力網や、それを前提とした社会制度、生活）や人々の行為や習慣が総体としてネットワークを形成しており、このネットワークのなかで津波災害から原子力災害への連鎖が生じている。このネットワークには自然の力も人間の行為や価値や意味も相互に交換可能なも

のとして組み入れられており、ネットワーク全体を統御できるものはいない。「この相互依存のなかで、「自然」と「技術」の区分、さまざまな技術のあいだの区分、目的と手段の区分 […]、こうした区分がすべて消え去ったのである」⁷⁾。すなわち自然災害と人為災害の区別も、起点が自然と人為のいずれであるかということにすぎず、本質は人間が制御できない連鎖的波及の構造にある。「もはや自然的な破局はない。あるのは、どのような機会でも破局していく文明的な破局のみである」⁷⁾。

原子力災害はこの構造の「範例」にすぎないとナンシーは言う。それ以外の具体例として、戦争中の治水事業遅滞や原爆投下によるインフラ破壊が枕崎台風（1945年）の広島市における被害拡大を引き起こした事例⁸⁾や、都市への過度の集積が災害の「相転移」をもたらすという河田恵昭の議論⁹⁾を思い起こすことができるだろう。

さらにナンシーが言う「一般的等価性」は、人間にとっての「意味」もその連関に組み入れる。ここでいう「意味」とは、人間の行動や体験を過去から未来へつなぎ、世界や人生に方向性を与える感受性である。一般的等価性のもとでは、諸々の自然や技術の「力」も、それによって生産されるモノも、「意味」も、いずれもフラットに価値付けされ、相互に交換が可能となる。かつては宗教や実存といったかたちで諸々の力や世俗の価値を超越していた「意味」は、いまやこのネットワークの他の要素と同じ平面上にある。端的に言えば、防災や伝承の活動に込められた「意味」が、前述の破局的な連鎖構造を制御することはない。たとえば豪雨災害の伝承活動によって事前の備えや共助や避難の大切さを説くことはできても、その伝承活動は空調の効いた施設内で実施せざるをえない。その空調のための電力供給が気候変動を加速させ、次の原子力災害を準備しているのを理解していても、である。

ナンシーが言うように意味の超越性が失われるのだとしても、災厄をめぐる表現や行為が無意味になるわけではないという点は注意が必要である。意味は自然や技術の力と同様に価値付けられ、破局を連鎖させるネットワークの構成要素となってしまうけれども、人間が災厄の意味を探るために表現することや行為することが禁じられるのではない。むしろ、前述の表現の困難に直面しつつ、意味がもはや超越性を持ち得ないことを受け入れたうえで、それでも人間が表現や行為を模索せざるをえない事態が「災厄」の重要な性質である。

以上の検討から、本稿では災厄を「自然と人為の区別が無くなる破局的な連鎖構造のもとで、ことばや行為から意味の超越性が失われても、生き延びたひとびとがその表現を模索してしまう出来事」と規定する。

3.2. ミュージアムとはなにか

ミュージアムのオーソドックスな定義として、まず博物館法を引用することができる。

この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関のうち、地方公共団体〔…〕その他の法人が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。（博物館法第2条）

すなわち「資料の収集、保管、展示」が基本的な機能であり、一般公衆の「教育」「教養」「調査研究」「レクリエーション」および資料に関する「調査研究」が目的とされる。また、館長および学芸員を置き（第4条）、要件審査を満たして都道府県教育委員会等に登録された施設（第10条）が、狭義の博物館（登録博物館）である。

次に、国際博物館会議（International Council of Museums, ICOM）の現行の定義（公益財団法人日本博物館協会による仮訳）は以下である。

博物館とは、社会とその発展に貢献するため、有形、無形の人類の遺産とその環境を、教育、研究、楽しみを目的として収集、保存、調査研究、普及、展示する公衆に開かれた非営利の常設機関である。

A museum is a non-profit, permanent institution in the service of society and its development, open to the public, which acquires, conserves, researches, communicates and exhibits the tangible and intangible heritage of humanity and its environment for the purposes of education, study and enjoyment.

日本の博物館法と比較すると、「社会とその発展」への貢献というより大きな目的を設定し、収集資料を「有形、無形の人類の遺産とその環境」と定義しなおしている点が異なる。目的、機能、対象者（公

衆）については博物館法と大きな違いは無い。本稿では基本的にこのICOMの定義を踏まえて議論を進めることとする。

3.3 「災厄のミュージアム」の暫定的定義

以上の「災厄」「ミュージアム」の定義を組み合わせ「災厄のミュージアム」の定義を作りたいのだが、国内の施設の現状を踏まえて考慮すべき点がある。

まず博物館法は都道府県教委に登録された「登録博物館」を定義するが、これに加えて、学芸員に相当する職員を置く「博物館相当施設」（29条）と、登録を受けていない「博物館類似施設」の分類がある。平成30年度社会教育調査（文部科学省）では、国内に登録博物館は914件、博物館相当施設は372件、博物館類似施設が4,452件存在する。

本稿は災厄についての多様な語りや立場に対してミュージアムが担いようの役割を検討するものであるため、登録・相当・類似施設という国内法上の区別はさしあたり議論から外すことにする。もちろん、運営主体の安定性や学芸員の有無による活動の深まり方の違いなど、この区分は「多様な語りや立場」の検討にあたって有効な変数になると推測される。しかしそれを検討するためには国内の多数施設の調査が求められるため、理論的検討を主とする本研究では、この区分を重視しないこととする。

次に、博物館法でもICOM現行定義でも「調査研究」が博物館の機能の一つとして明示されている。これを厳密に適用すると災厄を扱う多くの伝承施設や資料館がそこから漏れてしまう。というのも、自然災害や戦災や公害を主題とする施設、もしくはそうした事象の資料収蔵や展示に一定の割合を割いている施設のうち、学芸員もしくは学芸員相当職員を設置して「資料に関する調査研究」を実施している施設はきわめて数が少ないという実情がある⁽¹⁾。

また「収集」についても、とりわけ民間運営の小規模施設では資料の寄贈を受け入れることはあっても積極的な収集活動を持続的に実施することは困難であると推測する。

最後に、ICOM現行定義の「社会とその発展」という理念は災厄のミュージアムの理念をカバーすると考えられるものの、災厄のミュージアムに特化したものではないためいったん外すこととする。

以上より、本稿では「災厄のミュージアム」を「特定の災厄についての有形、無形の人類の遺産とその環境を、教育、研究、楽しみ⁽²⁾を目的として収集もしくは受け入れ、保存、普及、展示する公衆に開か

れた非営利の常設機関である」と定義する。

こうした「緩い」定義はミュージアムの本質を曖昧にしかねない。だが敢えてこのような定義を試みるのは、民営の小規模施設なども可能なかぎり広くカバーし、各運営主体のユニークな取り組みを今後の研究で参照したいためである。とくに本研究が着目する、災厄についての多様な語りや表現活動に関して、小規模施設が地域に密着した独自の強みを発揮している事例がある⁽⁴⁾。

4. 災厄のミュージアムのもうひとつの役割

4.1. 災厄のミュージアムの機能と役割

一般のミュージアムについては「資料の収集」「整理・保存」「調査・研究」「展示・教育」が「4本柱」（4大機能）とされる¹⁰⁾。前章で述べたとおり、多くの災厄のミュージアムは学芸員を持たず「研究」機能を欠くため、「資料の収集もしくは受け入れ」「整理・保存」「展示・教育」が災厄のミュージアムの定義上の機能であると言える。

では、こうした機能によって実現される、より高次の目的あるいは役割は何か。ごく一部であるが既存の災厄のミュージアムの運営理念・目的を表1にまとめた。これらの文言を抽象化するとおおむね以下の3点に集約できると考えられる。

- (1) その災厄から生まれた普遍的価値の表現・実現・伝承（「防災」「平和」など）
- (2) その災厄の実態の表現・伝承（被害規模、復興状況、社会的・歴史的背景、死者や生存者の状況、証言など）
- (3) その災厄が生じたという事実それ自体の証示

以上の3項目を災厄のミュージアムの宣言的な役割と呼ぶことにする。「宣言的」とは、各施設の運営主体が運営理念として宣言しているものという意味であり、社会で果たしている現実の役割と完全に等価でないことを強調するための呼称である。

日本の博物館学史では博物館の一般的な目的は社会教育もしくは資料保存であるとされる¹¹⁾。災厄のミュージアムも確かに広義の社会教育を担っていると言えるが、市民の教養の向上にとどまらず、価値や規範、また「意味」の次元にまで踏み込んだ理念を表明している施設が多い。それは、災厄のミュージアムがある特定の災厄のあと、社会や生存者がその出来事にどう応答するのか、どのように意味づけるのかという課題に答えようとするものであるからだ。

表1 「災厄のミュージアム」の運営理念事例

東日本大震災・原子力災害伝承館 「世界初の甚大な複合災害の記録や教訓とそこから着実に復興する過程を収集・保存・研究し、風化させず後世に継承・発信し世界と共有すること」
とみおかアーカイブ・ミュージアム 「東日本大震災及び原子力災害による被災の経験と教訓を風化させることなく後世に伝えとともに、富岡町の歴史、民俗、自然科学及び富岡町震災遺産保全等に関する条例第2条の規定に基づく震災遺産を収集、保管及び展示し、町民の学習、学術及び文化の発展に資するため」
リアス・アーク美術館（※「東日本大震災の記憶と津波の災害史」常設展示の目的） 「東日本大震災及び大津波によってもたらされた、気仙沼市、南三陸町への災害被害の実態を記録・調査し、それらを復旧、復興活動において有効に活用できるよう取りまとめること。」 「今後も想定される地震、津波災害に向けて、防災教育や減災教育のための資料として活用可能なように震災被害の実態を取りまとめること。」 「東日本大震災被災という重大な出来事を、地域の重要な歴史、文化的記憶として後世に伝えとともに、日本国内、あるいは世界で行われている災害対策事業等への具体的な資料提供を行うこと。」
人と防災未来センター 「阪神・淡路大震災の経験を語り継ぎ、その教訓を未来に生かすことを通じて、災害文化の形成、地域防災力の向上、防災政策の開発支援を図り、安全・安心な市民協働・減災社会の実現に貢献すること」
水俣病資料館 「水俣病の歴史と現状を正しく認識し、悲惨な公害を再び繰り返してはならないという切なる願いと、貴重な資料が散逸しないよう収集保存し、これを後世へ継承していくこと」
広島平和記念資料館 「原子爆弾による被害の実相をあらゆる国々の人々に伝え、ヒロシマの心である核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に寄与するため」
沖縄県平和祈念資料館 「私たちは、戦争の犠牲になった多くの霊を弔い、沖縄戦の歴史的教訓を正しく次代に伝え、全世界の人びとに私たちのこころを訴え、もって恒久平和の樹立に寄与するため、ここに県民個々の戦争体験を結集して、沖縄県平和祈念資料館を設立いたします。」

※各施設のウェブサイトや設置条例等から抜粋

4.2. 相互作用における本質的役割

ここまで「災厄」および「災厄のミュージアム」の定義、災厄のミュージアムの定義上の機能、宣言的な役割を整理した。本節ではさらに災厄のミュージアムの本質的な役割を考えたい。とくに提案したいのは、役割をミュージアムそれ自体の機能や理念において規定するのではなく、ミュージアムとその外部（来館者、当事者、地域コミュニティ、社会など）との関わりにおいて捉えることである。

前節の「宣言的な役割」は、あくまで各機関が理念として目指しているものであって、その理念に沿ったミュージアムの活動や表現が社会や地域に対しておよぼす影響や、それへの応答は、宣言的な役割が目指すとおりに進まない。その過程は動的で予測が付きがたいものである。すなわち、ミュージアムの存在や活動が（地域）社会や当事者・非当事者に刺激を与え、感化や学習や体験の再解釈を促し、また反発や批判を引き起こす。そうした正負の反応はミュージアムの側に反省や軌道修正、あるいは正当化や硬化を促す。この過程で、災厄をめぐる表現は多様性を保つための活力を供給され、あるいは限定された形式に陳腐化する。

関連する事例をいくつか検討してみよう。

第1章の事例は災厄のミュージアムと外部の関わりがさまざまな性格を持つことを示している。また、人と防災未来センターに関しては、吉川（2022）がセンターの震災資料収集・保存機能の位置づけが設立時に変化した、市民や専門家からの問題提起に向き合わず、センターの展示が被災者の経験と歴史的背景を反映した「歴史像」を欠いたままであることを批判している¹²⁾。災厄のミュージアムと外部の市民・専門家のあいだに有意味な関わりが生じなかったために、展示内容が硬直化した事例と言える。

兵庫県南部地震を引き起こした野島断層は、現在硬化処理を施されて北淡震災記念公園（野島断層保存館）で保存・展示されている。震災直後に地震学者が断層保存を提唱した際、災厄を引き起こした「元凶」を保存・展示することに対して否定的な反応を示す周辺住民が多かったという。しかし20年以上の運営を経て、同館の運営が地域雇用を生み出していることも背景となって、住民の反応は好転しているという¹³⁾。

東日本大震災・原子力災害伝承館の「語り部」ボランティアの講話内容について、国や東京電力を含む特定団体への批判を避けるよう同館運営者が求めていることが報道された。菅（2022）は、原子力災

害をめぐるパブリック・ヒストリーの「共有された権限shared authority」を実践することの難しさが露呈していると指摘する¹³⁾。

みやぎ東日本大震災津波伝承館（石巻市）の展示について「創意工夫を欠いている」と地元から批判が上がった¹⁴⁾。開館前に施設のコンセプトと展示内容が二転三転したことが証言されている¹⁵⁾。この事例は、災厄のミュージアムが、出来事についての公的な語り手となることを目指す主体が多数入り交じる場となってしまうこと、そうした「記憶のポリテクニクス」が展示物や表現内容を直接左右し、地元住民や新聞読者といった他の主体の関心を引き起こすことを示している。

以上のように、ミュージアムの宣言的な役割は、ミュージアムとその外部の相互作用（インタラクション）を引き起こす。研究や報道で取り上げられる事例は否定的なものになりがちだが、相互作用にはミクロ・マクロのレベルで肯定的な事象も含まれる。たとえば、来館者が災厄の実態を学ぶこと、自分自身との関係や当事者性を感じること、「あの施設なら資料を受け入れてくれるだろう」といった地域住民の安心感などである。

本稿が重視する課題は、相互作用が肯定的・否定的であるかというより、相互作用の本質である。災厄のミュージアムの「あえて表現しようとする活動」¹⁶⁾は、ミュージアム単体で生じるものではなく、それを波源とした相互作用の全体が災厄の表現であり、そこに宣言的な役割とは別の、より本質的な役割があるはずなのだ。

4.3. 「表現の不安定化」の源としてのミュージアム

この相互作用の本質は何なのだろうか。それを規定するにあたって、ミュージアムが相互作用の基礎としての災厄への〈接近不能な経路〉を示す施設であることを指摘したい。

災厄のミュージアムは、その災厄の写真や映像、そしてなにより遺物を展示する。ミュージアムの展示構成がどれほど理解しやすい物語を提示していても、遺物はそうした物語を必要とせずに、それ自体のauraを帯びてそこに存在している。来館者が見学コースのなかで足を止め、吸い付けられて動けなくなるのは、慎重に練り上げられた説明パネルではなく、遺物を前にしてのことである。

遺物は災厄が起きたことそのものをその全身で証示する。見学者はそれを見つめ、説明文を読み返し、その遺物に対して起きたことを読み取ろうとする。日常生活では決して起きない強烈な力による歪みや

焦げ跡や血痕を見て、その遺物そのものや、その周囲にいたひとに起きた事態を直観し、想像する。

しかし想像は出来事それ自体にたどり着くことはない。遺物は、災厄の出来事そのものが存在することを示すと同時に、それに接する者がその出来事そのものを体験しなおすことはできないことも教える。その遺物が間近にあり、出来事存在を直撃的に感じるほど、出来事は遠ざかる。カフカの短編小説『掟の前で』の扉のように、遺物は出来事へ通じているけれども人がそこを通過してゆくことのできない経路として現れる。

こうした接近不能経路としての遺物や生々しい写真や映像を災厄のミュージアムが擁することによって、災厄の表現が単一の形式に確定できないことが確認され、相互作用もつねに更新されてゆく可能性を保つ。

災厄のミュージアムは以上の基礎的な性格を持った相互作用の可能性と現状のなかで、あえて特定の表現を選択する。すなわち、資料の収集と展示に一定の指針を設け、来館者や地域住民に自らを開いて示す。それは災厄のあとの混沌とした世界に表現を通じて何らかの意味や秩序や方向づけをもたらそうとする営みである。この営みは公共のものとして、非体験者や後続世代への伝達・伝承という期待を負う。わたしたちが社会や世代の連続性を求めるかぎり、やはり災厄のあとにミュージアムを建てざるをえないのである。

しかし、ミュージアムがある表現や方向づけを選択して提示した瞬間、相互作用が始まる。つまり「こんな展示の仕方で良いのか」「ほかの語り方があるのではないのか」といった問いかけや、資料や展示の奥深さに触発された新しい表現の生成が始まる。ミュージアムは災厄の表現を安定させることを目指しながら、かえってそれをめぐる緊張の舞台となる。災厄のミュージアムの本質的な役割（＝解決不能な困難）とは、社会・地域・個人といった相互作用の全域において、災厄をめぐる表現を不安定化させることにある。

5. 表現の有意義な不安定化のために

すると、災厄をめぐる表現の不安定化を前提として、ミュージアムはそこへどのような関わり方ができるのか。さいごにこの点を考察したい。本稿の主張は、望ましい不安定化とそうでない不安定化があるはずだ、ということである。

5.1. 災厄のミュージアムと対話の理念

表現の不安定化の望ましい在り方を「有意義な不安定化」と呼ぶことにする。ここで「有益」や「有効」ではなく「意味」にこだわるのは、3.1節で論じたように、災厄の表現においてしばしば希求され、また危機に瀕するものが意味だからである。宣言的な役割は「平和」「防災」「伝承」といった超越的な意味を志向するが、宣言と実際の相互作用はナンシーの言う一般的等価性に飲み込まれてしまう。つまり「この災厄が起きた意味とは、この災厄をわたしたちが生き延びた意味とは、こうである」という表現が自然の力や生存体験を一方的に規定し、それら乗り越える力をひとに与えることはできない。けれども相互作用のなかでひとは表現を模索せざるをえないし、意味の脱落を前提とした表現は災厄の反復である。だから、表現の不安定化の望ましい在り方は、その過程で何らかの意味を呼び起こすものでなくてはならない。

表現の不安定化とは、いったん与えられた表現が唯一確定のものとされず、破棄されうるもの・暫定的なもの・あらゆる可能な表現のうちの一つにすぎないものと位置づけられることである。それが有意義な在り方をすると、その表現に接した来館者や地域コミュニティや社会が、災厄から半身をひきはがすことができるような新しい表現の可能性を得ることである。すなわち、災厄を完全に過去のもの、自分から切り離された外部のものと位置づけることはできないにしても、その災厄と自分との関係を捉えることができるほどには両者の隔たりが確保され、とりわけその隔たりが解釈や言語化その他の表現⁶⁾によって維持されることである。つまり、災厄の意味はこのようにも捉えることができるかもしれない、このような表現も選択できるかもしれない、という可能性を相互作用の主体に触発する在り方が、有意義な、望ましい不安定化のかたちである。

こうした「表現の有意義な不安定化」を〈対話〉と呼び替えてみたい⁷⁾。というのも、災厄の意味の模索を可能にする表現の触発は、館内で一回生じて終わりではなく、理想的には連鎖的に生じ、またその相互作用の反復のなかで多様な表現が重ね合わされ、意味が深まる（災厄からの隔たり方が豊富になる）。これは一般的な意味での「対話」において、市民同士がことばを真摯に重ね合わせる過程で真理が開示されることと相似形を成しているためである。

では、災厄のミュージアムが対話的であるためには、どのような工夫が可能だろうか。第1に、来館者や地域社会に新たな表現の可能性を触発するだけで

なく、ミュージアムの展示や存在も新たな表現や意味の深まりを準備するものでなければならないと考えられる。ミュージアムの側が来館者を一方的に触発するのではなく、ミュージアムの側もまた再構築の可能性を蓄えた表現の形式を探る必要がある。既存の災厄のミュージアムの多くは、その災厄の「実態」や「教訓」を伝えるために、被害の正確なデータや社会的歴史的背景の体系的解説に重点を置いている。これはたしかに学習という機能のために必要なことだが、P. フレイレの言う「銀行型教育」¹⁶⁾にとどまってしまう。

また、これは災厄のミュージアムの建築様式や物理的な在り方の課題でもある。表現の不安定性を内包しようとする展示施設は、固定された壁や順路を持たないかもしれない。また、ある一箇所に建つ施設ではないかもしれない⁸⁾。

第2に、相互作用自体をアーカイブしてゆくことは対話的な災厄のミュージアムの仕事であると考えられる。ミュージアムの表現を契機の一つとして、その災厄の表現のこころみが重ねられてゆく。それも資料として収蔵することで、次の対話の意味と不安定性が厚みを増すと考えられる。

第3に、新たな表現と不安定化を求めて災厄のミュージアム自体が対話の場となることである。ミュージアムは基本的に「受け身」の施設である。来館者がどの展示資料から何を読み取り、触発されるのかミクロな方向づけはできない。しかし収蔵資料を活用したワークショップや哲学実践などを開催することで、「災厄の表現の有意味な不安定化」を生み出す場所を能動的に作り出すことができるはずである⁹⁾。

5.2. 検討：対話的な災厄のミュージアムは必要か

さいごに、災厄のミュージアムが「対話」を通じて社会と復興にもたらしうるものを検討するため、この「対話」の理念について、いくつかの原理的な論点・課題を整理する。

一般的に「対話」には2種類の理解がある。社会的な合意にたどり着くための、いわば手段としての対話と、対話の過程自体が真理を開示するという、いわば目的としての対話である。本研究の〈対話〉は後者に近く、原理的には終着点は無いことになる。

ではミュージアムがその一部に介在する〈対話〉は、永遠に続くものなのだろうか。災厄の表現の相互作用の原動力は、ある表現に対して個々人や社会が触発され、新たな表現を試みることにある。この触発は災厄の当事者性によって強まると考えられる。

すると、ある特定の災厄に当事者性を持つ人の数は時間経過によって減るため、触発と相互作用もまた減衰してゆくことになる。特定の災厄の相互作用は特定の世代に限定される。

しかし遺物や資料は世代を越えるために保存されるのであり、4.3節で論じた接近不能経路としての性質は当事者性の有無のみに制約を受けるものではない。たとえば1章の事例3のように、遺物や資料の側から来館者の当事者性が触発されることがありうる。多様な語りや表現を生む原動力は、なるほど量的には時間経過によって衰えてゆくにしても、表現の不安定化の可能性は永遠に続く。また、新たな災厄によって、古い災厄の資料から触発を受けることもあるかもしれない。

すると、ある災厄をめぐる対話は全般的には時間経過によって衰えつつも、決して完結することはない。複数の災厄を重ね合わせるような相互作用も生まれるかもしれない。特に自然災害はくりかえし新たに生じるため、そのたびにミュージアムと表現が生まれる。意味を求める模索は限りなく重ねられ、ミュージアムを通じて絶えず現在が歴史化され、歴史が現在化される。その大量の相互作用を人間はどこまで受け止めることができるだろうか。重畳する対話の重みに耐えかねて、ある時代から意味の希求がリセットされ、ただ表現が表現のみを求めるようになるのかもしれない。

第2の論点として、災厄をめぐる表現の有意味な不安定化が共同体や社会、また多世代においてどれほどの広がりを持ちうるだろうか。対話はミュージアムと来館者の間だけでなく、ミュージアムを触媒としつつ人間同士の間でも展開される。1章で述べたように、災厄のミュージアムはひとびとの多様な体験や立場を反映したマルチ・ナラティブな場所となる。そうした語りや、ただミュージアムの周囲に散発するのではなく、表現と意味の深まりを求めて語り手の身体を伴って重なり合うことがある。

けれども各々の体験があまりに異なるとき、お互いの体験の意味を尊重しあうための共同の表現を見出すことは容易ではない。とりわけ表現が言語に依存するときはそうである。表現が不安定化することは、社会を覆っていた曖昧な表現が確実でないものとみなされることである。それは各自の体験を顕わにして、体験の再解釈や深い共有を可能にするかもしれない。しかし不安定化の後に共有や相互理解が成立することは保証されない。むしろ大雑把で安定した表現（「がんばろう神戸」「創造的復興」「福

島の再生なくして日本の再生なし」) が間質液のように世間を満たしているほうが良いのかもしれない。対話は共同体をひらきうるのだろうか。それとも、表現の不安定化を通じて探り取られる「意味」は超越性も当事者・非当事者間の連帯も獲得することはなく、ただ各自が自身の体験に孤立するのだろうか。

5.1節の議論が妥当ならば、災厄のミュージアムが「対話」の理念を現実化することは可能であると考えられる。しかし本節の議論を集約すると、表現の有意義な不安定化が、災厄の後の復興や回復にとって単純に有効・有益であると請け合うことはできない。このことを確かめるためには、論文という表現方法をいったん終わりにして、ミュージアムの内外で表現の不安定化と意味の応答を試してみなければならない。

補注

- (1) ただ、この生徒が着目したのは動画中に一瞬映る制服であって、共感の重心は動画の(半ば架空の「姉」の死と、生き延びた主人公のその後の人生の語りという)表面上のストーリーではおそらくなかったことは付記しておく必要がある。
- (2) この条件が揃う施設として「奥尻島津波館」「リアス・アーク美術館」「南相馬市立博物館」「福島県立博物館」「東日本大震災・原子力災害伝承館」「とみおかアーカイブ・ミュージアム」「雲仙岳災害記念館」「がまだすドーム」「広島平和記念資料館」「長崎原爆資料館」「沖縄平和記念資料館」「ひめゆり平和祈念資料館」「水俣市立水俣病資料館」が挙げられる。
- (3) 定義に「楽しみenjoyment」を残したのは、商業テーマパークのような一過性の気晴らしを期待するからではない。ただ、災厄のミュージアムからひとびとが受け取るものは悲惨・沈痛な物語だけではなく、たとえば生存者が何らかの肯定的感情や深い発見の感情を得るといった可能性を留保しておきたいためである。
- (4) 本稿は個別事例を検討・紹介するものではないため本文中では取り上げないが、こうした事例として、故地を追われた原子力発電所災害被災者が情報共有を行う場が母体となった「ふたばいんふお」、津波行方不明者家族の捜索活動に寄り添いつつ旅館の一室を改装して関連資料を展示する「原子力災害考証館」、水俣病被害者の支援を行いつつ、被害者から譲り受けた資料を展示する「水俣病歴史考証館」、資料展示とお好み焼き調理・販売を同室で行う「復興交流館モンドラゴン」(広島市安佐南区)などが挙げられる。
- (5) 同公園関係者に対する直接の聞き取りから。

- (6) ここで表現と「言語化」を等しいものと考えerべきではないかもしれない。言語と意味はときにあまりに近すぎる。美術、祭り、歌唱、舞踊なども災厄の表現となりうる。
- (7) なお、ICOM2019年大会で検討された博物館の新定義案は、「批判的な対話」という表現を用いている。「博物館は、過去と未来についての批判的な対話のための、民主化を促し、包摂的で、様々な声に耳を傾ける空間である。Museums are democratising, inclusive and polyphonic spaces for critical dialogue about the pasts and the futures.」。
- (8) せんだいメディアテーク「3がつ11にちをわすれないためにセンター」の移動式資料室「アーカイヴィークル」は、この仮説の実証実験の一例であると解釈できるかもしれない。

参考文献

- 1) 永野三智(2018), みな、やっとの思いで坂をのぼる 水俣病患者相談のいま, ころから株式会社.
- 2) 阪本真由美・矢守克也(2010), 災害ミュージアムを通じた記憶の継承に関する一考察 地震災害のミュージアムを中心に, 自然災害科学, 29(2), pp.179-188.
- 3) 寺田匡宏(2015)「無名の死者」の捏造 —阪神・淡路大震災のメモリアル博物館における被災と復興像の演出の特徴, 木部暢子編, 災害に学ぶ: 文化資源の保全と再生, 勉誠出版.
- 4) 林田怜菜・正井佐知・高原耕平(2022), 災厄のミュージアムにおける「対話」の可能性 「ことばばこばこフィールドひとぼう」初期事例報告, 災害情報学会第24回学会大会 2022年3月19日.
- 5) 高原耕平(2022), 「さわる、そっからかんがえる」: 人と防災未来センターにおける災厄をめぐる対話ワークショップ事例の報告, 全日本博物館学会第48回研究大会, 2022年6月26日.
- 6) 山名淳(2017), 災害と厄災の記憶に教育がふれるとき, 山名淳・矢野智司編著, 災害と厄災の記憶を伝える教育学は何ができるのか, 勁草書房, 序章.
- 7) ジャン＝リュック・ナンシー, 渡名喜庸哲訳(2012), フクシマの後で 破局・技術・民主主義, 以文社.
- 8) 宮川卓也(2022), 多重災害(複合災害), 塚原東吾ほか編著, よくわかる現代科学技術史・STS, pp.4-5, ミネルヴァ書房.
- 9) 河田恵昭(1995), 都市大災害, 近未来社.
- 10) 全国大学博物館学講座協議会西日本部会(2012), 新時代の博物館学, 芙蓉書房出版.
- 11) 大堀哲・水嶋英治編著(2012), 博物館学I 博物館概論*博物館資料論, 学文社.
- 12) 吉川圭太(2022), 震災資料と震災展示 阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターをめぐる, 歴史評論, No. 865, pp. 32-44.
- 13) 菅豊(2021), 災禍のパブリック・ヒストリーの災禍, 標葉隆馬編, 災禍をめぐる「記憶」と「語り」, pp. 113-152, ナカニシヤ出版.
- 14) 河北新報, 石巻の津波伝承館、宮城県議会で批判相次

- ぐ 「創意工夫ない」, 2022 年 3 月 11 日付記事.
- 15) 朝日新聞, 【「復興」を聞く】津波伝承館展示監修・山内宏泰さん, 2021 年 9 月 6 日付記事.
- 16) パウロ・フレイレ, 三砂ちづる訳(2018), 被抑圧者の教育学, 亜紀書房.

「復興の倫理」を聴き取る

4名の書き手への応答

人と防災未来センター

主任研究員 高原耕平



1. 「復興と倫理」の可能性

『復興』Vol.28の特集企画「復興と倫理」について、企画の趣旨を説明し、4名の書き手への応答を述べておきたい。

「復興と倫理」とは聞き慣れない表現である。「生命倫理学」や「環境倫理学」のような学術領域として、たとえば「復興倫理学」「災害倫理学」が存立しているのではない。応用哲学や応用倫理学の領域で災害や復興に関することが取り上げられることも稀である。また、日本災害復興学会を含め、災害や防災や復興に関する学術領域で「倫理」という語が用いられることも少ない⁽¹⁾。しかし、「学」として成立するものであるかは別として、災害や復興を「倫理」という視点から再考することは必要であるし、可能だとかんがえている。それはなぜか。わたしは4名の書き手に執筆を依頼する際、つぎのように書いた。

災害は、社会のはたらきや建物だけでなく、それ以前には疑ってこなかったような、ものの考え方や感じ方をもゆるがす。いままで信じてきたものは何だったのか、これまでの考え方でよかったのか、と。すると〈復興〉とは、建物やまちなみや生活や社会のはたらきを立てなおすだけでなく、ものの考え方や感じ方そのものを組み立てなおす営みでもあるかもしれない。

こうしたゆらぎと組み立てなおしのさなかで、ものごとの価値、行為や意図の善悪、他人や自分自身との関わりの意味、政府と市民の関係、財とサービスの配分、未来世代への責任、記憶と物語のかたちといった、問いと答えが簡単には落ち着くことがないフィールドにわたしたちは迷いこむ。

これらの諸課題にこれまでさまざまな学問分野や実践家が取り組んできた。ただ、いまいちど足を止めて考えてみたいのは、こうした復興の倫理的問題を適切に、慎重に、丁寧に掘り下げ、ことばに表し、災害に打ちのめされ苦しむひとびとの納得を引き込み、そのかなたに答えと回復をまちのぞむことができるような、思考の誠実な方法といったものをわたしたちはたしかに手にしているだろうか、ということである。問いを提示することは、ある意味でたやすい。答えをとりあえず固めることもたやすい。専門家がスピード感を持って問題を切り分け、被災者がその解の受け入れ可否を期日内に選択する。わたしたちはそのサイクルを苦闘のすえに手にしつつある。大切な財産である。けれども、裁断しようにもしきれない問い、喉の奥に刺さったままことばを濁らせる問いが、やはりある。うん、あるとおもう。

復興や災害の倫理的課題をどのようにして探り出し、語り合い、掘り下げ、身体とことばをこわばらせずに受け止め、誠実に思考することができるか。本特集で糸口をほぐし出したい問いはこれである。

改めて要約すると、①災害と復興は、わたしたちの考え方や感じ方そのものを揺らがせ、組み立てなおす営みでありうる。②その渦中ではものごとの価値、行為や意図の善悪、他人や自分自身との関わりの意味、政府と市民の関係、財とサービスの配分、未来世代への責任、記憶と物語のかたちといった倫理的課題が生じる。③実践家や研究者は、こうした諸課題を切り分け、答えを手にしてきた。その蓄積は社会の大切な財産である。④しかし、問いを丁寧に掘り下げ、身体と

ことばをこわばらせずに受け止め、考えるための「思考の誠実な方法」をわたしたちは本当に手にしているか。そうした方法を、さまざまな〈復興〉の現場に立ってきたひとびとから学ぶことが今回の企画の趣旨である。

本号では、小磯匡大氏、越戸浩貴氏、古越武彦氏、牧秀一氏にご寄稿いただいた。この4名に執筆を依頼したのは、かれらがことばを大切にしているひとびだとわたしが感じていたからである。ただしかれらは倫理学の専門家ではないし、わたし自身「復興の倫理学」「災害の倫理学」ということについて体系的理念を確保しているわけでもない。だから「糸口をほぐし出す」ことから始めてみたいとおもう。

執筆者には、「災害復興の倫理的課題はこれである」といった書き方ではなく、各自のこれまでの体験をふりかえりつつ、改めて思い浮かんできたことや、いまなお気にかかることをすこしずつ顕わにしてゆくような書き方をするようお願いした。あわただしく摘出した課題はすぐに消費され忘れられてしまうけれども、じっくりと思い起こしながら析出された問いは永く残ると考えたからである。そのため、4つの文章は思い出語りと論文の中間のようなかたちを持っている。これから読まれる方をお願いしたいことは、どうかこの4つの文章をゆっくり読んでいただきたい、ということである。静かに声に出しながら読んでいただくのがもっとも良いとおもう。

2. 「復興の倫理」を聴き取る

本特集の企画者として4名の書き手への応答となる文章を書くことが理と礼にかなっているようにおもわれる。本誌読者より先に文章を読み、考える時間を与えられたからである。以下では、4つの文章に（濃淡の差はそれぞれあるが）共通すると思われる視点を整理する。

（1）身体と生活へのまなざし

このひとたちの文章には身体と生活がある。身体の動き、あるいは動かしづらさ、生活の匂い、埃っぽさ、

モノの名前、小さなものを拾い上げる指先の感覚が文章から立ち上がってくる。いくつか拾い上げてみる。

Nさんの住む仮設住宅から肉や野菜を売っている店は、電車で10分のところにしかない。病院はもっと遠くに行かねばならない。特に高齢者や病弱者は、不安と不自由を抱えねばならなかった。住民の強い要望で近くにミニコープができ、バスが通うようになったのは、入居8ヶ月後（95年12月末）のことだった。また、仮設の夏は薄いトタン屋根一枚が焼き付き、蒸し風呂のように熱い。冬は隙間から冷気が入り冷蔵庫の中のように寒い。台所に立つと寒くて身体の震えが止まらない。仮設ではストーブを使わない申し合わせがあった。万一、火災が起これば、瞬く間に仮設全域を燃やし尽くすからであった。多くの住民たちはこたつ、ホットカーペットなどの電気製品を使って、暖をとった。だが、収入のない人は毛布や布団に包まり暖を取るしかなかった。トイレとバスはユニットになっていた。身体を洗う場所がないため、多くの人は、トイレの蓋に座り身体を洗っていたのだった。（牧氏）

Eさんは、この復興住宅群の東端に住んでいた。メインゲートまで1キロの所にある。80歳で一人暮らし、年金生活だった。1Kの部屋には、テレビ、布団、小さな衣装棚…。ちゃぶ台の上には仮設住宅でのクリスマス会のビンゴゲームで当たった飾り物と電話があるだけである。部屋はがらんとしていた。（牧氏）

Oさんは震災で18時間がれきの下敷きになり、身体障害4級のクラッシュ症候群と診断された。今も右足の痺れが取れず、テープをぐるぐる巻きにしないと歩けない。（牧氏）

家に戻る。トイレに行くと、入るなりクモの巣が顔について嫌な感じ。ふたつある俺の本の部屋はどち

らも本が散乱していたので、仕方なくそれらを踏みながら崩れた本棚を立て直した。ひとつが北側にある部屋なので、電気がつかないと何も分からない。滞在時間の2時間ではどうにもできないので、とりあえず足もとの本から整理し、一時帰宅は終了した。次に帰れるのはいつの日か。「3月」のままめくられずにいた居間のカレンダーを思い出しながら考えた」（小磯氏）

生前整理の相談をどう受け止めたらいいのか判断がつかかねるまま、一旦、屋根裏の状態確認をすることになった。と、一歩めでつまずく。屋根裏に続く収納階段が動かない。家の外壁に梯子をかけよじ登り、古い木枠の窓を無理やり開けて中に入る。なるほど、地震で荷が崩れ階段の可動部分を邪魔していた。／裸電球のスイッチを捻る。築100年以上の古い農家の家。屋根裏といってもかなり広い。／大きな長持、嫁入り道具のタンス、冠婚葬祭用のお膳にお椀、赤ちゃんのお風呂などが一角にあった。（越戸さん）

かれらが生活と身体を描く状況はそれぞれ異なっている。牧氏は仮設住宅や復興住宅に住まう被災者の生活場면을観察し、かれらの苦境を滲ませつつその風景を細やかに描く。小磯氏が書くのは自身が原発事故の被災者となり、生活が突然引き剥がされてしまった故郷と自宅の様子である。越戸氏は震災で子を喪った「Hさん」の屋根裏部屋を描写しながら、彼女の家が抱きかかえてきた世代交代の「サイクル」が絶たれたというつぶやきを聴き取る。

どの文章にも、書き手が体験した状況への冷静さと慈しみが同居しているとわたしは感じる。客観的な列挙でも執着でもなく、目を背けることができないけれどじかに手を触れることに躊躇するような、傷口に手のひらをかぶせるような描写である。

身体と生活を描いた文章は、書き手が体験している視界と時間に読者を引き込んでゆく。書き手は被災者

や隣人や、原発事故の避難区域となった故郷に流れる時間にみずからの時間をあわせてゆく。しかし描写対象と書き手、書き手と読者の時間が癒合してしまうのではない。共感や共振が生じる間合いを保ちつつ、自他の苦痛をまぜこぜにすることはできないという現実が浮かび上がってくる。ここに、復興の倫理を書く・読む・考えることの糸口のひとつがあるようにおもわれる。すなわち、テンポやリズムを合わせるということである。

防災研究・実践の方法には「情報アプローチ」と対比される「生活アプローチ」がありうるとわたしは別の場所で提案した¹⁾。「復興」の研究・実践においても生活アプローチの理念の重要性を検討できるかもしれない。

（2）制度と被災者のズレ

次に、復興や被災者支援にかかわる法制度や統計が被災者の現実的状況とズレるという問題が、特に古越氏と牧氏によって指摘される。

災害救助法と被災者生活再建支援法は、「被災者のための法律」という共通の目的を有しているものの、性質（生存権保障と見舞金）が異なるがゆえに、当然ではあるが、別々に運用されている。／でもこれは、運用側の都合である。被災者にしてみれば、法律や制度が異なろうとも、その地で生活再建を図らなければならないことには変わりがない。被災直後の救助（災害救助法）を経て、生活再建（被災者生活再建支援法）に取り組むという流れなのだ。／この流れを、地方公共団体が、被災者目線で意識できるかどうかがとても重要となると思っている。（古越氏）

ところで、何故、私たちは震災障害者の存在を知らないのだろう。原因は2点あると思う。1点は、総務省消防庁の災害報告が、災害被害の全てであると考えることに起因するのだと思う。消防庁のフォーマットの人的被害の項目に「災害障害者」や「後

遺症を負った人」などがいないため、災害障害者の存在を知る由もないのだと思う。(牧氏)

古越氏は、災害救助法と被災者生活再建支援法の性質が異なるために、被災者の生活再建の実態に対して種々のギャップが生じることを述べる。牧氏は災害障害者の社会的認知が遅れている原因の一つとして、そもそも消防庁による被害報告集計に災害障害者の項目が無いことを指摘する。

ここで注目したいことは、かれらが認識論の次元で問題を捉えようとしている点である。法律がいったん成立すると、その条文に従って行政職員は被災者の「救助」や「生活再建支援」を進める。「自分の役割をしっかりと担いたいからこそ、枠を作り、なるべく負担が少ないようにしようとバイアスがかかる」(古越氏)。それは被災者の存在を法制度というメガネを通して認識することにほかならない。そのメガネによって認識され精密に把握される状況もあれば、そもそも認識されなくなる状況もある。しかしそのメガネは被災者自身が提供したものではない。同様に、消防庁の被害調査が死者・行方不明者・負傷者という枠によって被災者を区分するために、その区分が想定していない災害障害者の存在ははじめから無かったことにされる。両氏の指摘は、被災地・被災者へのわたしたちの視線と行動があらかじめ何によってフィルタリングされているか、そのフィルターはどのように、だれによって構築されるのかを再検討するという倫理的課題に読者を案内する。

(3) 置き去りにされる・無かったことにされる

4つの文章に共通した感覚として、災害とその体験が「無かったこと」「解決済みのこと」にされる、あるいは過剰に意味づけられる、被災者が置き去りにされることへの憤りや警戒感がある。書き手自身がそれに加担することへの言及も重ねられる。

孤独の中で死んでいった隣人の玄関には、見慣れたサンダルがなおも放置されたままだった。生きる希

望を失い、アルコールに浸り死んでいった人の部屋には、飲み干した酒瓶が1本、転がったままになっていた。(牧氏)

じつは、10年以上、私は震災障害者の苦渋の日々を想像することが出来なかった。それは、「孤独死」「自殺」といった悲惨な出来事に目を奪われ、障害を負ったとはいえ「生きているだけましなのでは…」との思いがあったからだと思う。(牧氏)

この11年もこれからの10年だって「震災から〇〇年目の被災地」とか「遺族の今」とかという言葉で一般化したくない。(越戸氏)

初任者研修時に「原発事故が起こったら」という学校マニュアルが紹介されました。正直言って私もまた原発の安全性を無批判に信じており、「起こるわけないでしょ、事故なんて」という気持ちでそのマニュアルを読んでいました。数か月後、まさしくそれが現実になるとも知らず。(小磯氏)

私がそうであったように、世間の多くの人が事故によって原子力や現代社会について考えざるを得なくなっています。考えなくてもすんでいた過去を「幸運」とみることもできますが、考えざるを得ない状況を、気づきを得られる機会と捉えたいと思います。そうしなければ(繰り返しになりますが)事故が起こった甲斐がない、無駄な犠牲になってしまいます。(小磯氏)

被災の苦しみは、苦しい。そうした苦しみが無視されること、あたかも存在しないことや解決済みのことにされてしまうのは、さらなる苦しみであり、怒りを呼び起こす。しかしその怒りさえ「無かったこと」にされてしまう。越戸氏が言う「一般化」もここに連なる。被災地・被災者の存在を無視するのでないにしても、単純なキーワードで括り出し、決まり文句を投げ

つけて済ませることは、個々の状況や体験を一方的に整形することになる。そうすることでテンポやリズムの共振は立ち消え、自転車で町内を「ぐるりと巡る」生活のなかで、「薄紙」が身体に何重にも塗り固められているような苦しさのなかでかろうじて維持されているペースが、社会一般のスピードから振り払われ、置き去りにされる。

3. 文体のこと

さいごに 4 つの文章の文体について述べておきたい。詳細な分析はできないが、これらの文章が持つ緊張感に意味があるとかんがえるからだ。4 つの文章はそれぞれ固有のリズムや描き方の癖を持っているけれども、その底に共通して静けさと力みがあるようにおもえる。それは「心がボロボロになるほどに疲れる」

「死」と直面する」(牧氏)、「今は得られないふるさとの恵みの列挙で哀切を表現している」(小磯氏)、「つららを少しずつ溶かす」(越戸氏)、「災害対応は、被災者のために実施するのである」(古越氏)といった、災害後の現実深く分け入る書き手の態度を反映したものかもしれない。

わたしは「復興と倫理」を規定しようとする文章のなかで、倫理的課題を「身体とことばをこわばらせずに受け止め」、それを誠実に思考する方法をさぐりたいと述べた。だが、この規定は正しくなかったといまはおもう。事象によって、ことばと身体はどうしてもこわばることがある。そのこと自体を無理に否定してはいけないだろう。こわばるよりは軽やかであったほうが良いとおもうけれども、こわばってしまうならばこわばること自体を大切にすべきかもしれない。

文体に改めて注目してみると、特に牧氏と小磯氏の文章は前述したように思い出語りと論文調の中間のようなスタイルである。古越氏は論文調の文体が、越戸氏は思い出語りの文体がやや勝っているが、やはりもうひとつの文体も内部に差し込んでいく。

坂部(2008)は言語行為としての〈はなし〉と〈かたり〉には、「起承転結をもったひとまとまりの発語

行為」という共通性がある一方で、前者が「より素朴、直接的」であるのに対して後者は「(二重化的) 統合、反省、屈折の度合いが高く、また、日常生活の行為の場面からの隔絶、遮断の度合いが高い」という違いがあると整理している²⁾。すなわち、〈はなし〉は状況や体験をそのままに表出するのに対して、〈かたり〉は語るべき内容をいったん自分のところにため込んだうえで、ことばを選び、かんがえながら表出する。体験に改めて入り込みつつ、体験から自らを引き剥がすようにして語り、書くのである。この区別を用いると、平明な論文調の文章が現実をそのまま写し取る〈はなし〉の次元に属するのに対して、自身の体験を振り返り、浮かび上がる記憶や感情を整理しつつ、他者や自己への配慮をたもちながら行われる思い出語りは〈かたり〉に分類されるだろう。

すると、書き手は〈はなし〉と〈かたり〉の中間地帯に立ちながら「復興と倫理」を探ろうとしていると考えられる。出来事の表現を〈かたり〉の次元に持ち込むためには、語り手は出来事を自身の反省作用の内部に取り込まなくてはならない。みずからの体験として咀嚼し、他者に語りかける。一方でかれらの寄稿文の文体が事象を論理的・直接的に説明する〈はなし〉の側面を併せ持つことは、書き手が出来事を自身の反省作用の外部に置こうともしていることを意味していると考えられる。

つまり中間的な文体は、一方では書き手が「復興」の場面を深く内面化する作業を続けつつ、他方では取って代わってそのようにしないものとして風景を外に開いたままにしていることを反映しているのではないか。屈折した記憶の時間と、公共世界に開けた平明な論理の時間が入り交じる。こうした姿勢から「復興の倫理」が構築されてゆく可能性を改めて聴き取りたい。

ところで坂部(2008)は「言語行為の二重化的統合あるいは超出」の段階を区別して「はなしーかたりーうた」という図式を導入している。本稿で述べている 4 つの文章は「はなしーかたり」の中間に位置するが、「かたりーうた」の中間に位置する「復興の倫

理」の文体もあるかもしれない。たとえば瀬尾 (2021) ③の、崩れないリズムとまるみをおびたことばの流れである。

この2種類の文体を比較すると、「復興の倫理」には、一方で被災地・被災者の現実生活に分け入り、ごつごつとしたことばをえらびながらその解決を探る水平方向のものと、他方で現実生活に深く耳を澄ましなが祈りの次元に入り込んでゆく垂直方向のものが内包されているのかもしれない。

補注

- (1) ここでは全般的な傾向として「災害／復興と倫理」の研究が少ないことを述べたが、皆無ではない。N. ザック『災害の倫理』、直江清隆・越智貢編『災害に向きあう』、加藤尚武『災害論 安全性工学への疑問』、山名淳・矢野智司編著『災害と厄災の記憶を伝える』などがある。

参考文献

- 1) 高原耕平 (2021), 情報アプローチと生活アプローチ 減災システム社会はどこへ行くのか, 災害情報, 19(1), 23-34.
- 2) 坂部恵 (2008), かたり 物語の文法, ちくま学芸文庫.
- 3) 瀬尾夏美 (2021), 二重のまち／交代地のうた, 書肆侃侃房

防災に役立つ「自然」理解は存在するか

高原耕平¹

¹人と防災未来センター研究部

1. 背景と問題意識：「自然」理解の必要性

防災の実践と研究は自然と人間社会の双方に関わりをもつ。災害において人間は自然に襲われ、防災において自然を探究し、自然の改造を試み、復興において自然との共存を再び目指し、あるいは自然を乗り越えようとする。また、これらの活動は高密度のエネルギー消費、生産活動、技術開発と習熟、市場原理に支えられており、そうした基盤的活動は自然と人間のすがたを不断に変え、それがさらなる災害を準備する。

防災の実践と研究はこうした動態のなかで行われる。ところで、防災に役立ち、諸実践・研究の基盤となるような「自然」の理解はそこに確保されているだろうか。すなわち「〈自然〉とはこのような何かである」という核心的な理解が議論され共有されているだろうか。自然内部の存在者を挙げることは簡単である。木々、昆虫、鳥、動物、河川、気象、大地や海洋、宇宙、原子、物理的諸法則といったものを列挙できる。また、人間の身体や生老病死も「自然」に属するかもしれない。だが〈自然〉とはなにかと考えると容易に答えが出ない。

ここで考えたいことは自然と技術をめぐる長い哲学史ではなく、あくまで防災に役立つ「自然」の理解の仕方である。冒頭に述べたとおり防災は自然と人間社会の双方に関わるため、理学・工学・教育学といった伝統的な個別領域が前提とする個別の自然理解だけでは不十分であるかもしれない。

この予備論点として、防災を「分業主義」と捉えるかそれとも「越境知」と捉えるかという問いを検討しておく。分業防災主義は、防災はあらかじめ各専門領域（理工学、防災教育、法制度、住民行動、災害史など）に分かれた技術の束であり、各専門領域に分割された個別の課題を解決することで社会全体を改善しようとする立場である。越境防災主義は、防災の活動範囲はしばしば複数の専門領域にまたがるものであり、領域間を越境する実践・研究の知が重要であるとみなす立場である。

本稿が重視するのは後者である。分業防災主義においては、それぞれの専門領域が伝統的に用いている自然理解を用いれば良い。しかし越境知としての防災が求められるとき、伝統的な個別の自然理解だけでは不十分である場面があると考えられる。たとえば、南海トラフ巨大地震の臨時情報の活用という課題は、理学的な地震・津

波研究、工学や経済学による被害予測、そして住民の事前対応に関する社会科学や個々人の自然観や地域コミュニティの問題といった領域にまで活動がおよぶ。こうした課題に取り組むとき、理工学的な「自然」の理解の仕方と、地域住民の「自然」の理解の仕方のズレが阻害要因のひとつとなることが予想される。こうしたとき、自然とはなにかという問いに立ち戻ることが必要になるだろう。だがそうした越境的な防災実践・研究のための共通言語としての「自然」理解が存在しないのではなかいか。これが本稿の問題意識である。災害情報に関する課題はこうした越境知を求めるものが多いはずだ。

そこで本発表では、防災の実践・研究で用いられている既存の「自然」理解を検討し、防災に役立つ「自然」理解として成立するかどうかを確かめる。

2. 既存の自然理解の検討

防災の実践・研究で前提とされる既存の自然理解（自然観）には、おおむね次のものがあると考えられる。①「二面性」自然観、②機械論的・確率論的自然理解、③天譴論的自然理解、④「自然＝環境」的自然理解、⑤日常的・平均的自然理解。本発表では①と②を検討する。

（1）「二面性」自然観¹⁾

「二面性」自然観は、自然には「恩恵」と「脅威」の二面性があるとする理解の仕方である。文部科学省『「生きる力」を育む防災教育の展開』（2013）は、防災教育において自然は災害の直接の原因であると同時に「人間に対して多くの恩恵を与えていること」も留意するよう指導する。「自然は人間にとって都合よくできているわけではなく、自然には恩恵と災害の二面性があること」を教育すべきだと規定している。同様に国土庁『21世紀の国土のグランドデザイン』（1998）は、「多様な動植物が育まれ、変化に飛んだ美しい自然環境」という恩恵と「地震災害、風水害等の自然災害」という脅威の双方に言及し、こうした「自然の二面性」の認識が都市化・生活様式の変化によって希薄化しつつあると指摘している。

二面性自然観は前章で述べた「自然」理解として十分だろうか。越境的な防災にとって、また防災教育という個別領域においても、二面性自然観は多くの難点がある。

第1に、二面性自然観は人間と自然の関係性を捉えていない。自然から人間への働きかけにのみ着目しており、

人間から自然への働きかけ、とくに生態系や気候や土壌への不可逆的な変化が捨象されている。たとえば台風の大規模化や集中豪雨の被害増加は気候変動が原因であり、その原因は人間の温室効果ガス排出にある。それをさしおいて災害が「自然」それ自体の本質であるかのような表現は不十分である。

地震、津波、火山噴火の発生については人間の営為と無関係である。ただしそれらが大きな災害となるのは、都市化や脆弱なインフラの集積によって相転移（河田1995）が生じるためである。したがってこれらの場合でも自然が「脅威」となるのは半ば人間の営為による。

第2に、恩恵と脅威という性質が見いだされるにしても、それらは対等に並列できるものではない。被災者は「恩恵」があるからといって自身が「脅威」にさらされたことを容易に受忍しないだろう。つまり「お酒は美味しいが、肝臓には害でもある」といった、交換可能な正負の性質ではない。

恩恵と脅威の体験の仕方という観点から検討してみよう。「恩恵」は、農耕・牧畜・漁業・風水力発電・地下資源など人間の生存を支えるものと、風景や生態系の豊かさといった人間の美的感動を喚ぶものに大別できる。前者において人間は自然をじっくりと把握する。自然にねばり強く取り組み、長期的な計画を立てて「収穫物」を獲得するという体験である。後者において、人間は眼前の自然の全容を電撃的に把握する。これらと異なり、「脅威」の体験は人間の把握・理解の外部から襲ってくる。「これは自然の脅威だ」と落ち着いて述べることができる時点で、それは真の脅威の体験ではない。このように、体験の仕方（把握の可否）という点で「恩恵」と「脅威」は次元が異なる。

第3に、二面性自然観は自然と人間をそれ以上理解せず、二面性があると述べるだけで片付けてしまう。二面性を人間と無関係な自然単体の本質として規定するだけで、自然・災害・人間についての理解は深まっていない。二面性自然観は、自然とは何か、人間が自然と関わりつつ生きるとはどういったことなのか、といった問いに進むことをむしろ塞いでしまう。

（2）機械論的・確率論的自然理解

機械論的・確率論的自然理解は、理学・工学領域における防災研究・実践が採用する捉え方である。自然は延長・質量・エネルギー・運動・位置・周期によって決定される自然現象の総体であり、自然現象は実在する物質同士の衝突や摩擦といった相互作用の経過（の痕跡）の把握であるとみなす理解の仕方である。ひとつの自然現象は、ある質点や構造物から生じた運動や力の放射が別の質点や構造物や媒質に作用し、それがさらなる作用を引き起こしてゆく過程として捉えられる。ただし災害において生じる全ての過程を再現・予測することは不可能であるため、近似と確率が用いられる。

この理解の仕方には2つの利点がある。まず延長や質

量や温度や速度はいずれも観測によって数値化が可能であり、そうして得られたデータによってモデル化や他の事象との比較が可能となる。つまり数学を基盤とした自然科学の方法と厳密さを研究・実践に持ち込むことができる。次に、機械論的自然理解の内部で完結する限りにおいて、その「防災」の実装はきわめて正確で効果的になる。こうした実装は主に「破碎」「緩和」「許容範囲内への抑え込み」といったかたちで最終的な効果を発する。たとえば津波や防風や地震動や火災をコンクリートの構造体が受け止め、物質やエネルギーのそれ以上の進行を防ぐ（あるいは威力を減ずる）とか、一定の降水量によって河川に集まった水流を兩岸の堤防が高さにおいて上回ることによって洪水を防ぐといった場面である。

では、この自然観は「防災に役立つ自然理解」として十分だろうか。問題はこの自然理解がきわめて自己完結的であるため越境が困難であることだ。人間が介在しない「自然現象」の解明と予測には適しているが、取り扱う課題が自然と人間社会の双方に関わるものであるとき、人間を理解し、人間に語りかける共通言語としては限界がある。人間を質点や運動として対象化するが、人間が自身を自然・災害との関係のもとで理解するための基盤にならない。というのも、機械論的・確率論的自然理解はどのように how について説明するが、なぜ why については答えず、何が起きるか what は明らかにするが、いつ when どこで where は曖昧になる。ところが人間が災害において知りたいのはこの SWIH 全てなのである。

3. 考察と提案：災害から「自然」を理解する

以上のように、2つの自然理解は越境的な防災の基盤として不十分である。したがって改めて自然とはなにかという問いを防災実践・研究のなかで立てねばならない。しかしそれはどのようにすべきなのか。まず、統合的で単一の自然理解を樹立することは不可能である。すなわち、あらゆる領域、あらゆる越境場面で通用し、あらゆるひとびとが納得するような「〈自然〉とはこのような何かである」という言明を探ることは難しいし、意味が無い。むしろ必要なのは防災における自然への問いを探るための糸口となる概念を発見してゆくことである。

その発見の方法として、わたしたちは災害と自然をどのように体験しているのかと吟味することを提案したい。そこではたとえば、偶然と必然を人間が理解する地平としての自然や、力の体験としての災害や、人間と異なる時間・周期をもつものとしての自然、再生と回復の出会いとしての自然など、前述の自然理解とは異なる、しかしわたしたちの日常生活や文化から切り離されていない発見があるはずである。

補注

- 1) 二面性自然観の検討は2021年度春季大会で発表予定だったが、祖父逝去のため大会当日発表ができなかった。本稿はその梗概原稿を大幅に改稿したものである。

南三陸町への東日本大震災後移住者の地域定着プロセス

— つながり・地域愛着・キャリアの関係 —

Root-in Process of Migrants after the Great East Japan Earthquake in Minamisanriku-cho

— Connection, Attachment, and Career —

○高原耕平*1, 宮前良平*2

Kohei TAKAHARA, Ryohei Miyamae

1. 研究の背景と問い

東日本大震災は、人口減に悩む被災地域に住む若者や、そこに移住する若者のライフコースにいかなる影響を与えているのか。この問題意識のもと、発表者がその一員である研究プロジェクト（代表・鈴木勇（大阪成蹊大学））は宮城県南三陸町・熊本県南阿蘇村等で研究調査を進めている。本発表ではその途中報告として、南三陸町に移住する若者の地域定着プロセスの構造を明らかにすることを目指す。

東日本大震災は被災地域の人口減少傾向に拍車を掛けた¹⁾。また、震災以前から多くの被災自治体では地域内に大学や専門学校が無いと、若者は高校卒業後に仙台や東京といった地域外への進学・就職か、地域内での就職・家業相続かという選択をまず迫られる。地域外へ進学・就職した場合も故郷へのUターンが次の選択となる。このように若者のライフコースの選択肢と地域内外の移動と人口減少は連動している。一方、震災を通じて、ボランティアなど地域外からの人的交流や、それを受け入れる地域コミュニティの変容など、単純な人口増減には現れない変化も生じていると考えられる。

そうした変化は、被災地域に生まれ育つ若者や外部から移住してくる若者のライフコースの変化として現れていると考えられる。すなわち、進学・就職・結婚・子育て・家業相続・移住・起業といったライフイベントの具体的なかたちや、それに伴う地域内外の移動の在り方や、ライフイベントの選択に関わる経験や考え方が、東日本大震災とその「復興」過程で変化しているかもしれない。そうした変化の有無や内実を分析することで、「復興」の内的な動態を明らかにし、また関係人口増大など被災地域の生存戦略を検討するための手がかりが得られると考えられる。

こうした問題意識に立って、本研究プロジェクトは2020年より南三陸町で、くわえて2022年より南阿蘇村で調査を実施している。2020年9月・12月に南三陸町で、2022年8月に南三陸町および南阿蘇村でインタビュ

ー調査を行った。調査は半構造化面接法により、これまで20名以上の若者（20代後半から40代前半まで）に現地で対面して実施し、そのトランスクリプトを研究プロジェクトのメンバー全員で精読・分析している。

2. 分析結果の全体像

鈴木ほか（2022）は、被災地域にかかわる若者のライフコースについて上記調査を元に次のことを明らかにしている²⁾。

まず調査協力者である若者達の移動形態に着目すると、南三陸町で生まれ育ち調査時点でも同町で生活している「ローカル型」、中学・高校卒業後に町を出ていたが東日本大震災を契機に戻ってきた「Uターン型」、そして南三陸町以外で生まれ育ち、東日本大震災をきっかけとして同町に移住した「Iターン型」の3種に区分できる。

こうした移動形態は同町にかかわる若者のライフコースを反映しているものの、インタビュー・データを仔細に検討すると「震災の影響を色濃く残した若者の多様なライフスタイル」が見出される。すなわち、それぞれの移動形態を選択する理由は「地元へ愛着があるから残る・戻ってくる」「キャリア形成の手段として被災地に一時的に移住する」といった単純なものではなく、地域への定着の仕方や社会関係資本の活用やキャリア形成の捉え方に、多様で重畳しあうパターンがあることがわかる。

具体的には、南三陸町でかれらが生活している理由として「つながり志向」「地域愛着志向」「キャリア志向」がインタビューの語りから整理できる。

「つながり志向」は、町内の人的つながりの重要性を語るものである。ローカル型/Uターン型の若者は被災生活を通じて、また外部から来たボランティアを通じて町のつながりが持つ豊かさを再確認している。またIターン型の若者の多くは南三陸町をくりかえし訪問するうちに町民とのつながりを作り、それが移住やその後のライフコースの基盤となっている。

「地域愛着志向」は、町への愛着と復興への貢献についての語りである。震災後の新たな「つながり」を通じ

*1 人と防災未来センター 研究部 主任研究員・博士（文学） Disaster Reduction and Human Renovation Institution, Ph.D.

*2 福山市立大学 都市経営学部 講師・博士（人間科学） Lecturer, Faculty of Urban Management, Fukuyama City University, Ph. D.

て町への愛着を再発見し、震災以前のキャリアを町の現在の課題解決に活かすためにこの町に住み続ける／戻ってくるといった語りが聞かれた。

「キャリア志向」は、「自身のキャリア形成と地域への貢献とを結びつけ」る語りであり、とくにIターン型の若者から聞かれる。

3. 本発表の問題意識と方法

以上のように、鈴木ほか（2022）は南三陸町という東日本大震災被災地域にかかわる若者のライフコースを、移動形態ではなく、移動の焦点である定住（移住）の志向によって分析するものである。

では、この3種の志向はどういった関係にあり、また若者のライフコースにおいてどのように生起するのだろうか。というのも、前章の説明からも部分的に読み取れるように、3種の志向は連動したものであり（つながりを通じて愛着が再確認され、愛着のなかで目指される地域貢献がキャリア上の目的に適い、その過程でつながりが拡大するというように）、またライフコースの途上で徐々に形成されてゆくものであると推測される。そこで本発表では、Iターン型の若者の語りに注目して、かれらが南三陸町に定着してゆくプロセスを検討する。

ここで言う「定着」とは、移住・定住を含めて、若者が南三陸町に親和性や愛着を感じ、「つながり」を作り、生業を得て生活を安定させる長期的な過程を指す。すぐ後に見るように、Iターン型では生活拠点を南三陸町に移すのに先立って数年かけて町になじんでゆく事例がほぼ共通して見られる。「つながり」「地域愛着」「キャリア」の3志向は生活拠点の移転の前後の長い時間のなかで徐々に形成されると仮定し、定着というプロセス全体を把握することを意図している。Iターン型の若者を対象とするのは、この定着のプロセスの語りがローカル型／Uターン型と比較して明確に現れ、そのため3種の志向が意識されてくる過程を掴まえやすいためである。

本発表では4名の移住者の若者の語りを分析している。個人の特定を避けるため、それぞれの「定着」の経歴を詳細に紹介することは避け、基本的な比較事項に絞って検討する。

4. 結果

4.1 ステップ期間の長さ

4名の若者の語りに共通しているのが、移住（生活拠点の南三陸町への移転）に先立って数年間の「ステップ期間」を持っていることである。このステップ期間は町に出会い、つながりを作り、定着の理由・志向を徐々にリアルにしてゆく時期である。

Aさんは高校生のときに南三陸町を初めて訪れ、大学

を卒業後に同町に就職した。4年間のステップ期間があり、移住から調査時点（2020年）までは3年間である。Bさんは震災直後にボランティアで南三陸町を訪れ、その後、故郷や就職先と同町を往復する時期が長く続いた。4年間のステップ期間のあと、南三陸町で就職、移住者と結婚した。Cさんは震災直後から東日本大震災被災地域各所と仕事で関わりを持ち、2014年に南三陸町に移住している。ステップ期間は3年である。Dさんは南三陸町に移住した知人から町内でのプロジェクト参加を誘われ、その半年後に大手企業を退職して移住している。しかしその誘いを受ける前に6年間、何度も南三陸町を訪問していた。

4.2 3つの志向間の関係

4名の若者はいずれも数年間のステップ期間を定住プロセスのなかで持ち、その間に南三陸町との関わりを深めて移住に至っている。これは「つながり」「地域愛着」「キャリア」という3つの志向が具体化していくプロセスだったと考えられる。ではこの3志向間の関係はどうなっているのだろうか。

Aさんは当初ボランティアとして南三陸町を訪問し、地元住民と出会って親しく交流するようになり、町への移住を考えるようになった。そして大学で学んだ専門性を生かして町内に就職している。つまり「つながり」「地域愛着」志向がまず形成され、そこに「キャリア」がうまく適合していた。移住後、Aさんは町内の知合いが少ないことに気づき、イベントの運営等を通じて改めて移住者や町民との「つながり」を増やし、また日常業務のなかで「キャリア」の経験を順調に蓄積していた。

Bさんは当初ボランティアとして南三陸町を訪問し、土地勘や「つながり」を徐々に得ていたが、ボランティアとしてできることの限界を感じていた。「やりきれないかんじ」を抱いていたが、町に拠点を設けていた地域外団体の職員として就職し、活動が続けることで改めて町への貢献の実感を得てゆく。また、その関係業務を通じて町内の商店主や若者達との接点が増えたという。つまりまず「地域愛着」「つながり」志向が小さく形成され、それが実態としての「キャリア」につながったうえで移住後に「つながり」「地域愛着」志向が再拡大している。また、結婚・出産・起業などのライフイベントに関する語りから、「キャリア」志向が改めて骨格を得ていることがわかる。

Cさんは3年間のステップ期間中に支援プロジェクトを通じて住民との「つながり」を作り、南三陸町に移住・就農した。その後に町内の別組織に転職しており、語りのなかではそこでの活動を通じた町への貢献が聞かれた。

Cさんの場合、被災地の一次生産者に寄り添った仕事がしたいと当初から切望しており、その思いが南三陸町で徐々に具体化していったと考えられる。つまり「キャリア」志向が「つながり」「地域愛着」志向を誘導している。

Dさんは移住前に勤めていた大手企業で国内外の開発プロジェクトに参加しており、その経験を南三陸町で活かそうとしている。また、将来は同町での経験をさらに海外で活かすことを目指している。他の3名と比べると「キャリア」志向の語りが主であり、「地域愛着」がそれに組み込まれている。

Aさん・Bさん・Cさんは、ステップ期間に形成された「つながり」「地域愛着」が、移住後に実態としても志向としても拡大・深化している点で共通している。一方、「キャリア」志向の語りには違いが見られる。Aさんは「つながり」「地域愛着」の拡大・深化が主であり、「キャリア」は定着プロセスのなかで志向としては従属的に語られる。Bさんは専門知識を持つAさんやキャリア上の明確な目標を持つDさんと違い、南三陸町で自分ができることの限界を当初感じていたことを語っていた。だがそれがかえって地域内での経験を広げる柔軟な態度につながっていたように推測される。定着プロセス全体で「つながり」「地域愛着」「キャリア」が相互に噛み合せて拡大・深化しており、いずれが主ということがない。Cさんはステップ期間についての語りは「キャリア」志向がやや前面に出るが、移住後の生活・仕事についての語りではあまり強調されない。定着プロセスがおおむね完了し、「つながり」「地域愛着」「キャリア」が実生活で具体化することで〈志向〉として語る必要がなくなりつつあるのかもしれない。

このようにAさん・Bさん・Cさんの定着プロセスにおいて「キャリア」志向はそれぞれ異なった仕方で機能している。これはステップ期間の活動の仕方や移住の具体的なコースの違いを反映したものと考えられる。しかし3名とも「キャリア」志向は「つながり」「地域愛着」志向に対して強く優越した位置を与えられてはおらず、むしろ「つながり」「地域愛着」と「キャリア」が（実態）としての苦楽は当然あるにしても）無理なく調和している。

Dさんの語りは一貫して「キャリア」志向を主たるものとして維持している。町内の人的関係資本への依存度が「キャリア」志向の強弱を反映していると推測される。

4.3 移住者の地域定着プロセスと東日本大震災

以上の分析を踏まえて、南三陸町への移住者のライフコースにおける「定着プロセス」を検討する。4名の若者の語りから、①偶然性、②ステップ期間、③制度の利用、

④志向の「現実化」と「発見」という、定着プロセスの本質をなすと考えられる4つの要因が抽出される。

① 偶然性

4名とも南三陸町を最初に訪れたことに強い理由はなく、学校や勤め先の研修などの行き先として指定されていたのでたまたま同町に入ったといった語り方が共通している。偶然の出会いから始まったというナラティブはその後の3種の志向についての語りを無理なく導いてゆくものであると考えられる。ただし学校や勤め先の研修や支援プログラムの目的地として南三陸町が選ばれることは偶然ではないかもしれない。

② ステップ期間

前述のように、4名とも3年間から6年間の「ステップ期間」を持っていた。このステップ期間で移住者はしばしば元の居住地と南三陸町を何度も往復し、「つながり」「地域愛着」「キャリア」の志向と実態を少しずつ深めてゆく。また、家族など元の居住地との関係を固め直す時期としても重要である。

なお、その期間内では必ずしも移住の準備期間として意識されてはいなかったであろうことは留意が必要である。定着プロセスを面接調査のなかで改めて語り直すなかでそのように位置づけ直されたものと考えられる。

③ 制度の利用

移住前のステップ期間や、移住直後に、政府・自治体の補助金を活用したり、民間の支援プロジェクトに参画していたという事例が聞かれた。被災地域に張り巡らされたこうした制度は定住プロセスにポジティブな影響を与えていることが示唆される。

④ 志向の「現実化」と「発見」

前節で検討したように、4名の定着プロセスでは「つながり」「地域愛着」「キャリア」という3種の志向が相互に連動（Aさん・Bさん・Cさん）あるいは主従関係を持っている（Dさん）と考えられる。ところでこうした志向はただ志向として変わらず意識されているのではなく、定着プロセスの現実生活において手応えをもったものとして具体化されてゆく。つまり「町で出会うひとびととのつながりが大切だからこの町にいたい」と願うだけでなく、その願いを持って生活や仕事をすることで実際に「つながり」が拡大・深化し、感情や実利に影響を与える。こうした過程を志向の「現実化」と呼ぶことにする。日常生活や生業や共同プロジェクトを通じて志向が現実化することで、志向が間違っていなかったことが確認される。志向が志向のままに留まっていると生活が空転してしまう。

志向の現実化は必ずしも快適な体験だけではない。町

内の濃密な人間関係への編入や、育児・教育環境の選択肢の少なさなど、町の現実を理解し、受容し、取り組み、折り合いをつけてゆく過程でもある。また、欲しいものは Amazon や ZOZOTOWN で間に合うといった、定着プロセス以前にはネガティブと思われがちな要素をあっさり乗り越えてゆく語りもしばしば聞かれる。

志向の現実化は継続的・段階的なプロセスであり、ここでは現実的な苦楽が否応なく生じていると推測される。しかし若い移住者には、それが経験の拡大や町の新たな側面の「発見」として体験されている。高齢者だけしかない町だと思っていたら徐々に自分と同じような移住者や若い住民がいることがだんだんわかってきた、「ゼクシィ」と違って結婚式が全て町内の関係者の支えで行われる、町内の商店主たちの町への献身などである。

すなわち定着プロセスは移住者にとって志向の発見的な現実化の過程として語られるものである。ところでこうした「現実化」と「発見」、また3種の志向の連動はあらゆる被災地域で同様に生じるものではないだろう。

「I ターン型」の移住者だけでなく「ローカル型」「U ターン型」の若者が自らの志向を深化・現実化させてゆくためには、その地域にさまざまな「厚み」が存在しなければならない。そこで、東日本大震災という出来事がその「厚み」を増す契機となった可能性を検討する必要がある。

参考文献

- 1) 株式会社三菱総合研究所（2020）：令和2年度統計データ等を活用した東日本大震災復興期間10年間の経過に関する調査事業報告書。
- 2) 鈴木勇・山本晃輔・岡邑衛・榎井縁・志水宏吉（2022）：被災地にかかわる若者のライフコース, 日本教育社会学会第74回年次大会発表要旨。

謝辞

面接調査にご協力いただいた南三陸町のみなさまに改めて感謝申し上げます。

本研究は JSPS 科研費 20H01650（「被災地における若者の「過疎地型移行」に関する研究」、研究代表者・鈴木勇）を受けたものです。